

高等学校から進路先への支援情報の引継ぎ

～本人主体の引継ぎの実施に向けて～

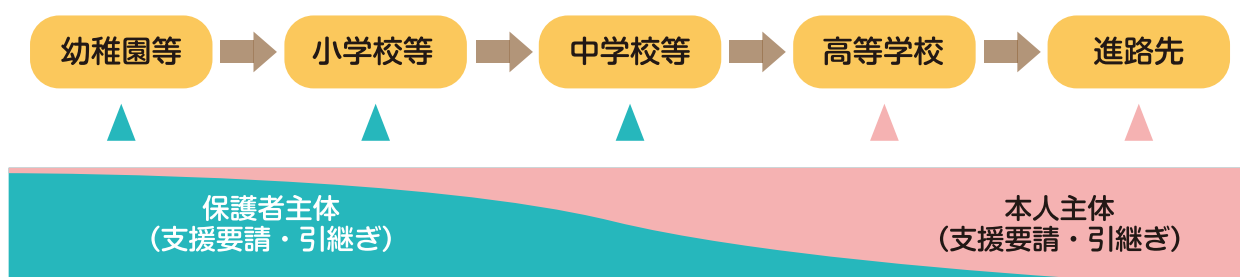


障害者差別解消法の施行により、国公立の学校においては、合理的配慮の提供が法的義務となりました。障害のある児童生徒が、地域社会の一員として生涯にわたり自立し社会参加しながら生きていくことができるよう、各学校段階の移行期において、合理的配慮を含む支援情報を引き継ぎ、一貫した支援を行っていくことが大切です。

高等学校においては、障害のある生徒に対する「個別的教育支援計画」を活用した指導・支援の実績を踏まえ、進路先において必要と思われる支援情報を「引継書」に集約し、「支援機関一覧」とともに進学先や就職先に引き継ぐことが求められています。

本人主体の引継ぎ

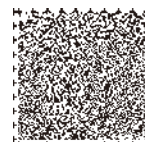
合理的配慮は、主体者である本人からの意思の表明に基づき提供されるものです。発達段階を踏まえると、高等学校卒業後においては、本人が支援を要請することになります。このことから、高等学校から進路先への支援情報の引継ぎにおいては、本人が「引継書」の作成に参画し進学先や就職先に伝える内容を決定するなど、主体的に関われるようにすることが大切です。



自己理解を深める指導・支援

本人自らが支援を要請できるようにするためには、生徒が得意なこと、不得意なこと、大切にしていること等について自己理解を深めることができるよう、各教科、総合的な学習の時間、特別活動など、教育活動全体を通して指導・支援を行っていくことが重要です。

また、その上で、生徒が不得意なことについて、どのような支援があれば対応できるのかを自らが考え、周囲の理解や協力を得て必要な支援を受けながら困難を改善していくことができるよう支えていくことが大切です。



就職先（障害者雇用）への引継ぎに向けた取組

- ▶ 高校在学時：指導・支援の充実と記録の蓄積
- ▶ 入社試験時：「本人の状況」等について企業への情報提供（調査書提出時）
- ▶ 内定後：「引継書」による支援情報の引継ぎ
- ▶ 入社後：企業における支援の開始

障害者の雇用

障害者の働き方

一般就労	通常雇用	・ 職場に障害を開示せずに働く
	障害者雇用	・ 通常の職場で支援を受けながら働く ・ 特例子会社で支援を受けながら働く
福祉的就労	・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援A型（雇用型） ・ 就労継続支援B型（非雇用型）	

・ 求人数が多い
・ 職種・職域が豊富

障害者手帳が必要

・ 障害特性が理解されやすい
・ 適応が図られやすい

障害者手帳

手帳の種類	対象	申請窓口
身体障害者手帳	視覚障害者・聴覚障害者・肢体不自由者等	市福祉事務所・町役場
療育手帳	知的障害者	市福祉事務所・町役場
精神障害者保健福祉手帳	精神障害者（発達障害者を含む）	市町担当課

医師の診断書（精神障害に係る初診日から6か月を経過した日以降のもの）が必要

障害者の就労を支援する主な機関

- ハローワーク【県内11か所(出張所、新卒応援ハローワーク等を含む)】
 - ・ 就職を希望する障害者の求職登録を行い、障害の状態や適性、希望職種等に応じた支援を実施
職業相談、職業紹介、職場適応指導 等
- 栃木障害者職業センター【県内1か所:宇都宮】
 - ・ ハローワークとの密接な連携のもと、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを実施
職業相談・職業評価、職業準備支援(就労支援カリキュラム・就職セミナー等)、
ジョブコーチ支援 等
- 障害者就業・生活支援センター【県内6か所:宇都宮・県西・県東・県南・県北・両毛】
 - ・ 就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や
職場・家庭訪問等を実施
就業面:就職準備、就職活動、職場定着への支援 等
生活面:生活習慣の形成、健康管理・金銭管理等の助言、地域生活への助言 等

